2023/9/12 関西電力株式会社

中期計画の試行の進め方について

1. 中期計画の試行の全体像および概要(添付1)

試行[1]:活動と組織の網羅的な抽出【担当電力:関西】

- ・ 事業者防災業務計画を元に、網羅的に活動項目と組織を抽出し、中期計画の範囲 を設定するステップを試行にて実施し、緊急時対応に係る全ての活動項目および 組織を網羅的に抽出できることを検証する。また、活動・組織の抽出結果を規制 庁殿に説明し理解いただけることを確認する。
- ・ 活動・組織の網羅的な抽出方法について、中期計画作成・運用要領に反映する。

試行[1.5]:組織全体の中期的な目標設定【担当電力:中部】

- ・ 緊急時対応に係る全活動項目(現状 15 項目を抽出)について改善領域(仮)の 抽出を行い、それらの情報を俯瞰して「組織全体の中期的な目標」を設定する。
- ・ なお、活動と組織の網羅的な抽出も仮で実施することとなるが、試行[1]の内容を 参考に作成することとする。
- ・ また、設定した「組織全体の中期的な目標」に基づき、試行[2]において、「中期の取組事項・達成水準」の設定や中期の実施計画の策定を行うことで、一連のプロセスを試行的に実施し、規制庁殿によるレビューを含め、運用の成立性、実効性を検証する。

試行[2]:活動項目ごとの部分的な中期計画の作成・運用【担当電力:関西、九州、四国、 東京、中部】

- ・ 緊急時対応に係る活動項目(現状 15 項目を抽出)から、中期計画の作成難度を 考慮して選定した活動項目に対して、5 電力にて分担し中期計画を作成する。
- ・ 作成した中期計画を元に、対象とする一つの活動項目に係る訓練の年度計画の作成から、訓練実施後の中期計画への実績反映および中期計画見直し要否の確認までを試行的に実施し、規制庁殿によるレビューを含め、運用の成立性、実効性を検証する。
- ・ 試行を通じて確認された運用上の留意点等を、中期計画作成・運用要領に反映する。

2. 試行[1]に係る試行実施方法

(1) 試行実施方法

- ・ 関西電力の特定のプラントの事業者防災業務計画を元に、事業者防災業務計画に記載されている活動項目を抽出する。
- ・ 抽出された活動項目に対して、活動主体となる組織および連携する組織を抽 出する。連携する組織については、必要に応じ、事業者防災業務計画の他、防 災基本計画等の各種関係する資料も活用して網羅性を担保する。
- ・ 中期計画の範囲の設定に必要となった資料を用いて、中期計画の範囲の網羅性について、NRAに説明を行う。

3. 試行[1.5]に係る試行実施方法

(1) 試行実施方法 (添付2)

- ・ 試行[1]結果を参考に、中部電力の特定のプラントの事業者防災業務計画を踏まえ、 活動項目の抽出を行い、抽出された活動項目に対して活動主体となる組織および 連携する組織を抽出する。仮の情報で作成するため、網羅的であることを示す根 拠の整理は実施しない。
- ・ 抽出された全ての活動項目に対して、「緊急時対応組織の更なる能力向上に向け た改善領域」を抽出する。仮の情報で作成するため、至近の訓練実施実績や訓練 評価結果、気づき事項については整理しない。
- ・ 抽出された全活動項目の「改善領域」を俯瞰し、当該の中期計画において充てん 的に改善を行う領域を明確にするために、「組織全体の中期的な目標」を設定す る。
- ・ 設定した「組織全体の中期的な目標」を、規制庁殿との面談においてご確認いただく。

4. 試行[2]に係る試行実施方法

(1) 試行担当電力 (添付3)

中期計画の作成難度を考慮して選定した活動項目に対して、活動項目に対する事業者の段階を踏まえ、試行担当電力を選定した。

(2) 試行実施方法

<各試行担当電力における試行実施>

- ① 中期計画(1項目のみ)を作成する。
 - ・ 中期計画作成・運用要領(案)に基づき、複数年分(各社で3~5年程度に設定)の中期計画の作成を行う。
 - ⇒各試行担当電力が作成した中期計画は、関西電力を含む中期計画コアメン バー*によりチェックを行う。
- ② 訓練実施の約 2~3 か月前に、①で作成した中期計画を規制庁殿に面談にてご確認いただく。
 - ・ 事業者は中期計画作成・運用要領(案)の作成各ステップについて分析・検討 結果を説明する。
 - ⇒必要に応じ、中期計画コアメンバー*が面談を傍聴し、中期計画作成・運用 要領(案)の解釈の明確化が必要な部分等について議論する。
- ③ ①で作成した中期計画に基づき、当該の訓練実施計画を作成する。
- ④ 訓練実施の約5週間前に訓練実施計画を規制庁殿に面談にてご確認いただく。
 - 事業者は年度訓練計画の内容や達成水準等について、①で作成した中期計画 との関連を踏まえて説明する。
- ⑤ 訓練実施
- ⑥ 訓練評価指標に基づく訓練評価(自主評価)
- ⑦ 訓練実施の約 5 週間後に当該訓練の評価結果を規制庁殿に面談にてご確認いただく。
- ⑧ 中期計画に訓練実績を書き込む。
 - ・ 事業者は中期計画作成・運用要領(案)に基づき、訓練実績および気づき事項・ 訓練評価を追記する。

- ⑨ 訓練の結果を反映した後の中期計画を規制庁殿に面談にてご確認いただく。(⑦ とまとめて面談を実施することも許容)
 - ・ 事業者は、訓練の結果を踏まえ、中期計画の見直し要否の確認結果を説明する。 ⇒必要に応じ、中期計画コアメンバー*が面談を傍聴し、作成・運用要領の解 釈の明確化が必要な部分等について議論する。

※:中期計画コアメンバーは、関西電力、九州電力、東京電力、四国電力、中部電力を指す。

<関西電力による試行結果とりまとめ>

- ⑩ 試行の結果を関西電力が集約し、作成・運用要領に基づく活動の成立性・実効性を検証する。
 - ・ 試行結果から、試行の目的に照らして、当初の中期計画作成・運用要領で解釈 の明確化等が必要な部分を抽出する。
- ① 中期計画作成・運用要領への反映
 - ・ 上記⑪の作成・運用要領で解釈の明確化等が必要な部分を改善する。
 - ・ 試行で作成した中期計画は、今後の作成・運用時のガイドとなるよう、記入例 の形に加工し、作成・運用要領へ取り込む。
- 5. 各試行の今後のスケジュール (添付4)

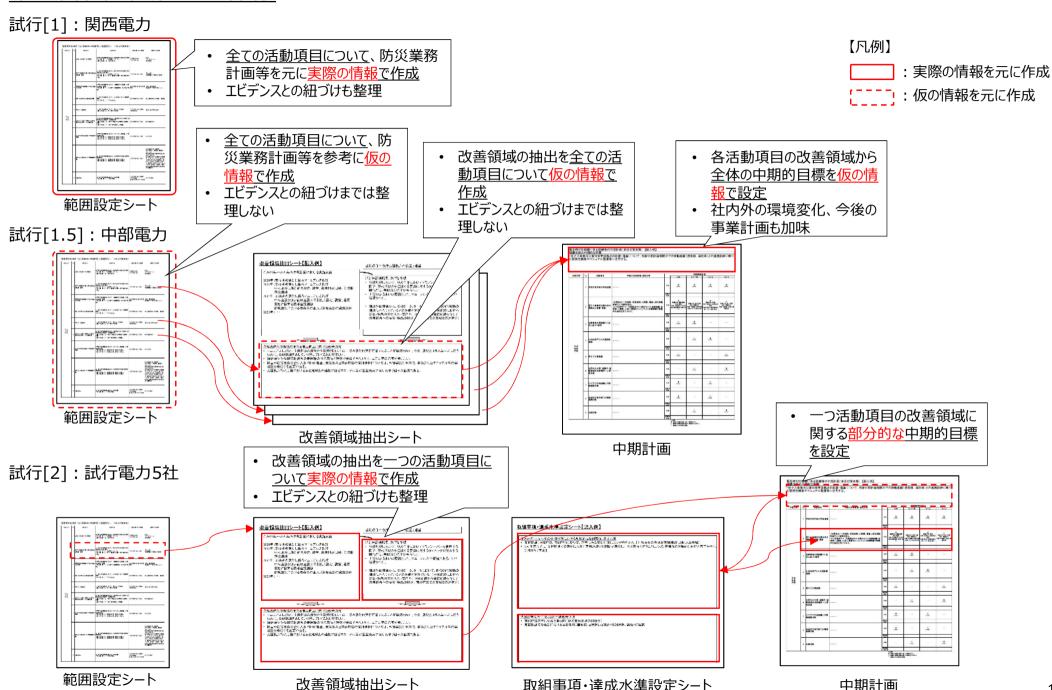
試行[1]、[1.5]、[2]の実施は4月末までに全て完了し、訓練報告会までには結果をとりまとめご報告できる見込みである。

以 上

(添付資料)

- 1. 試行の全体像イメージ(試行[1]、[1.5]、[2])
- 2. 試行[1.5]の実施方法イメージ(試行[1]、[2]との比較も含む)
- 3. 試行[2]の分担表(更新版)
- 4. 試行の全体スケジュール

中期計画の試行の全体像



緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(本店対策本部)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動主体となる組織	連携する組織
	1	本店対策本部の本部運営	以下防災業務計画に基づく、本店対策本部の本部運営・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」・3章 第2節 12.「応急復旧」	本店警戒本部 本店対策本部	ERC ブラントメーカー 協力会社
	2	原子力事業所災害対策支援拠点 の設置・運営	以下防災業務計画に基づく、原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営・3章 第1節 2. 「施設等の立上げ」・3章 第1節 6. 「原子力事業所災害対策支援拠点の活動」	本店対策本部(若狭)	協力会社 実働組織(自衛隊、消防等)
	3	他事業者支援組織との協定に基 づく連携	以下防災業務計画に基づく、他事業者支援組織との協定に基づく連携・3章 第1節 7.「他の原子力事業者等への支援の要請」	本店対策本部 原子力設 備班	他原子力事業者 美浜原子力緊急支援センター
	4	社内他部門との支援要請連携	以下防災業務計画に基づく、社内他部門との支援要請連携 ・3章 第2節 12.「応急復旧」	本店対策本部(若狭)	本店対策本部(中之島) 設備班
	5	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療 ・3章 第2節 5.「原子力災害医療」	本店対策本部 共通班 (保健担当)	原子力安全研究協会
本店対策本部	6	住民対応支援 避難所・避難退 域時検査場所への要員派遣	以下防災業務計画に基づく、住民対応支援 避難所・避 難退域時検査場所への要員派遣 ・3章 第2節 10.「美浜(大飯、高浜)地域の緊急時対 応」 ・3章 第2節 14.「被災者相談窓口の設置」	本店対策本部(若狭)	地方公共団体
	7	OFCでの外部組織との情報連携 活動	以下防災業務計画に基づく、OFCでの外部組織との情報連携活動・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	本店対策本部(若狭)	OFC各班
	8	自治体対策本部での情報連携活動	以下防災業務計画に基づく、自治体対策本部での情報 連携活動 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	本店対策本部(若狭)	所在都道府県(福井県) 所在市町村(美浜町、高浜町、おおい町) 関係周辺都道府県(京都府、滋 賀県、岐阜県) 関係周辺市町村(福井県の敦賀 市、おおい町、沢市、高原町、 若狭町、美浜町、南越前町、越 前町、小浜市、京都府の京都 市、舞龍市、綾部氏、南丹市、京 舞鶴市、綾部氏、南丹市、京 中根町、塩 田市、滋賀県の高島市、岐阜県 の揖斐川町)
	9	広報活動	以下防災業務計画に基づく、広報活動 ・3章 第2節 11.「広報活動」	本店対策本部 共通班 (広報担当) 発電所対策本部 広報班	ERC広報班

試行[1]では、原子力事業者防災業務計画および防災基本計画を元に、「活動項目」、 「活動内容」、「活動主体となる組織」、「連携する組織」について、記載すると共に 記載の根拠となるエビデンスをとりまとめる。 本店対策本部(本ページ)および発電所対策本部(次ページ)の範囲設定シートを作成する。

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(発電所対策本部:美浜)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動主体となる組織	連携する組織
	10	発電所対策本部の本部運 営	以下防災業務計画に基づく、発電所対策本部の本部運営・3章 第1節 1.「警戒体制および原子力防災体制の発令等」・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」・3章 第1節 3.「通報の実施」・3章 第1節 4.「情報の収集と報告」・3章 第1節 5.「通話制限」・3章 第2節 1.「応急措置の実施および概要の報告」・3章 第2節 8.「線量評価」・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第2節 12.「応急団」・3章 第2節 12.「原子力緊急事態の通報」・3章 第3節 1.「原子力緊急事態の通報」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	原子力防災管理者 発電所警戒本部 発電所対策本部 情報班 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 放射線管理班 発電所対策本部 発電班	プラントメーカー 協力会社
****	11	退避誘導	以下防災業務計画に基づく、退避誘導 ・3章 第2節 2.「退避誘導および発電所内入域制限」	発電所対策本部 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 広報班 発電所対策本部 保修班 発電所対策本部 安全管理班	
発電所 対策 本部 (美浜)	12	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療・3章 第2節 5.「原子力災害医療」・3章 第2節 6.「二次災害防止に関する措置」	発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 放射線管理班 発電所対策本部 保修班	原子力安全研究協会
	13	事故の拡大防止のための 現場作業	以下防災業務計画に基づく、事故の拡大防止のための現場 作業 ・3章 第2節 13.「原子力災害の拡大防止を図るための措置」	発電所対策本部 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 広報班 発電所対策本部 保修班 発電所対策本部 安全管理班	
	14	消火活動	以下防災業務計画に基づく、消火活動 ・3章 第2節 4.「消火活動」	発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 発電班 発電所対策本部 保修班	消防署
	15	緊急時モニタリング、汚染 拡大防止措置	以下防災業務計画に基づく、緊急時モニタリング、汚染拡大 防止措置 ・3章 第2節 3.「放出放射能量の推定」 ・3章 第2節 7.「汚染拡大の防止および防護措置」	発電所対策本部 放射線管理班	

中期計画作成・運用要領抜粋

4. 中期計画の作成

中期計画は、大きく分けて、範囲設定、自己評価、目標設定、計画策定のステップで作成することとなる。(別図1 中期計画の作成フロー)

(1) 中期計画の範囲の設定

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画を策定するため、中期計画の範囲を設定し、「緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(様式-1)」を 作成する。

a. 活動の抽出

各発電所の原子力事業者防災業務計画に予め定められる緊急時の全ての活動を抽出する。

抽出した活動を、活動主体として本店対策本部が実施する活動と、発電所対策本部が実施する活動に分けて整理する。その上で、更に活動項目を、後に活動項目ごとの取組事項・達成水準が設定しやすいよう、グループ化する。グループ化に当たっては、各活動が担っている機能、活動場所、その活動を担う組織等を考慮して分類する。

なお、中期計画を運用する中で、抽出された改善領域に対して実施したい取組 事項に応じて、活動項目をグループ化し直してもよい。

b. 組織の抽出

a. で抽出した活動項目ごとに、その「活動主体となる組織」と、「連携する 組織」を抽出する。

「活動主体となる組織」は、本店対策本部または発電所対策本部を構成する組織から抽出し、「連携する組織」は「活動主体となる組織」以外の組織から抽出する。「連携する組織」は、当該の活動項目の活動を担う組織を抽出する。ただし、本店対策本部から見た発電所対策本部、発電所対策本部から見た本店対策本部は、「連携する組織」として抽出する必要はない。

なお、「連携する組織」の観点からも、後の取組事項・達成水準の設定がしや すいように活動項目をグループ化し直す等の反映を行う。

c. 期間の設定

中期計画の期間は概ね3~5年で設定する。

中期計画の期間の設定については、活動主体となる組織における人事異動の周期や、社内外の環境の変化等の時期を踏まえて設定することが望ましい。

試行[1.5]の場合

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(本店対策本部)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動主体となる組織	連携する組織
	1	本店対策本部の本部運営	以下防災業務計画に基づく、本店対策本部の本部運営・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」・3章 第2節 12.「応急復旧」	本店警戒本部本店対策本部	ERC プラントメーカー 協力会社
	2	原子力事業所災害対策支援拠点 の設置・運営	以下防災業務計画に基づく、原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」・3章 第1節 6.「原子力事業所災害対策支援拠点の活動」	本店対策本部(若狭)	協力会社 実働組織(自衛隊、消防等)
	3	他事業者支援組織との協定に基づく連携	以下防災業務計画に基づく、他事業者支援組織との協 定に基づく連携 ・3章 第1節 7.「他の原子力事業者等への支援の要 請」	本店対策本部 原子力設 備班	他原子力事業者 美浜原子力緊急支援センター
	4	社内他部門との支援要請連携	以下防災業務計画に基づく、社内他部門との支援要請連携・3章 第2節 12.「応急復旧」	本店対策本部(若狭)	本店対策本部(中之島) 設備班
	5	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療・3章 第2節 5.「原子力災害医療」	本店対策本部 共通班 (保健担当)	原子力安全研究協会
本部本部	6	住民対応支援 避難所・避難退 域時検査場所への要員派遣	以下防災業務計画に基づく、住民対応支援 避難所・避 難退域時検査場所への要員派遣 ・3章 第2節 10.「美浜(大飯、高浜)地域の緊急時対 応」 ・3章 第2節 14.「被災者相談窓口の設置」	本店対策本部(若狭)	地方公共団体
	7	OFCでの外部組織との情報連携 活動	以下防災業務計画に基づく、OFCでの外部組織との情報連携活動・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	本店対策本部(若狭)	OFC各班
	8	自治体対策本部での情報連携活 動	以下防災業務計画に基づく、自治体対策本部での情報 連携活動 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	本店対策本部(若狭)	所在都道府県(福井県) 所在市町村(美浜町、高浜町、お おい町) 関係周辺都道府県(京都府、滋 賀県、岐阜県) 関係周辺市町村(福井県の浜町、 若狭町、美浜町、南越前町、越 前町、小浜市、京都府町で、越 前町、小浜市、京都府町で、都 市、綾部氏、南井の、福知 り渡市、送郊県の高島市、岐阜県 の揖斐川町)
	9	広報活動	以下防災業務計画に基づく、広報活動・3章 第2節 11.「広報活動」	本店対策本部 共通班 (広報担当) 発電所対策本部 広報班	ERC広報班

試行[1.5]の目的は、中期計画の「項目毎の改善領域の抽出」から全体を俯瞰して、 「組織全体の中期的な目標」を設定するに至るまでのプロセスを試行する点にある。

試行[1.5]においても、試行[1]と同様のプロセスである範囲設定シートの作成を実施するが、 試行[1]のようにエビデンスとなる根拠資料の整理までは不要であり、仮の情報で作成する。

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(発電所対策本部:美浜)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動主体となる組織	連携する組織
	10	発電所対策本部の本部運 営	以下防災業務計画に基づく、発電所対策本部の本部運営・3章 第1節 1.「警戒体制および原子力防災体制の発令等」・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」・3章 第1節 3.「通報の実施」・3章 第1節 5.「通話制限」・3章 第1節 5.「通話制限」・3章 第2節 1.「応急措置の実施および概要の報告」・3章 第2節 1.「応急措置の実施および概要の報告」・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第2節 12.「応急復旧」・3章 第3節 1.「原子力緊急事態の通報」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	原子力防災管理者 発電所警戒本部 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 放射線管理班 発電所対策本部 発電班	プラントメーカー 協力会社
発電所	11	退避誘導	以下防災業務計画に基づく、退避誘導 ・3章 第2節 2.「退避誘導および発電所内入域制限」	発電所対策本部 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 広報班 発電所対策本部 保修班 発電所対策本部 安全管理班	
光电射 対本 (美浜)	12	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療・3章 第2節 5.「原子力災害医療」・3章 第2節 6.「二次災害防止に関する措置」	発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 放射線管理班 発電所対策本部 保修班	原子力安全研究協会
	13	事故の拡大防止のための 現場作業	以下防災業務計画に基づく、事故の拡大防止のための現場作業・3章 第2節 13.「原子力災害の拡大防止を図るための措置」	発電所対策本部 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 広報班 発電所対策本部 保修班 発電所対策本部 安全管理班	
	14	消火活動	以下防災業務計画に基づく、消火活動 ・3章 第2節 4.「消火活動」	発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 発電班 発電所対策本部 保修班	消防署
	15	緊急時モニタリング、汚染 拡大防止措置	以下防災業務計画に基づく、緊急時モニタリング、汚染拡大 防止措置 ・3章 第2節 3.「放出放射能量の推定」 ・3章 第2節 7.「汚染拡大の防止および防護措置」	発電所対策本部 放射線管理班	

改善領域抽出シート【記入例】

①2020年~2023年の中期計画における実施実績

2020年:支援拠点活動に係るマニュアルを改訂

2021年:支援拠点活動に係るマニュアルを改訂

中核施設に係る拠点設定、設営、運用開始に関する情報

連携訓練

2022年:支援拠点活動に係るマニュアルを改訂

中核施設および前線施設に係る拠点設定、設営、運用

開始に関する情報連携訓練

前線施設における要員等の出入り管理活動の実動訓練

2023年:•••

活動項目2:後方支援拠点の設置と運営

②訓練評価結果、気づき事項

- 前線施設において、設営作業においてトランシーバーを使用する際や、警戒区域から退域する要員に対するタイベックの脱衣する際などに、手間取る様子が見られた。
- 上記のふるまいの原因として、マニュアルが不明確であることが 確認された。
- 訓練評価結果から、指標9-3、9-4において、部分的な実動の 訓練にとどまっているとの評価を受けている。(中核施設における 要員・物品の受け入れ・管理や、中核施設から前線施設を介して の発電所への要員・物品の輸送、前線施設での警察との連携等)

③緊急時対応組織の更なる能力向上に向けた改善領域

- マニュアルに従い、支援拠点の設営から運営開始までの一連の活動は実行可能であることが確認された。今後、活動をよりスムーズに行う ために、実働訓練を通じて、習熟していくことが望ましい。
- 通信機器や放射線防護具の使用時の注意事項を現場で参照できるようマニュアル等の充実が望ましい。
- 物品や応援要員の受け入れ・管理・搬出、支援拠点と前線施設の情報連携については、今後実動訓練等で、整備されたマニュアル等の実効性を検証する必要がある。
- 支援拠点での活動における実動組織との連携に係るマニュアル等の基盤充実に向けた取り組みが必要である。

試行[1.5]では、中期計画の範囲を設定後、全項目に対して改善領域の抽出を仮の情報で記入する。 上段の「過去の訓練実績」や「過去の訓練評価、気づき事項」についての記入は不要とする。

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(本店対策本部) 【記入例】 組織全体の中期的な目標 ・原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営について、当該中期計画期間中での実動組織(自衛隊、消防等)との連携訓練に向けた関係性構築やマニュアル整備等に注力する。

1	活動主体	No.	江縣 迈口	中期の取組事項・達成水準			訓練実施	計画		
	心别土冲	INO.	活動項目	中州の収租争項 建成小华		N年	N+1年	N+2	N+3	
		1	1	本店対策本部の本部運営		内容	(XXX)	(XXX)	(XXXX)	(XXX)
					評価者 (実績)					
		2	原子力事業所災害対策支 援拠点の設置・運営	・支援拠点(中核施設、前線施設)の設置、運営に係る実動 訓練により習熟を図る。 ・N・3年度までに、支援拠点での活動における実働組織(自 衛隊)と連携した図上演習を行うことにより改善課題の網羅 的な抽出を完了させる。	内容	訓練方法。情報連携 目的: 習熟 内容・支援拠点と本店本 部の情報連携(従前とお り)	訓練方法:意見交換 目的:課題抽出 内容:自衛隊との防災時 活動における意見交換	● 訓練方法:実働目的:習熟および実効性 検証 内容:物品や応援要員 の受け入れ・管理・搬出	O 訓練方法: 図上演習 目的:課題抽出 内容:自衛隊との図上演 習訓練	
					評価者 (実績)					
		3	他事業者支援組織との協 定に基づく連携		内容評価者	O (XXX)	(XXX)	-	-	
					(実績)					
		4	社内他部門との支援要請 連携		内容	-	O (XXX)	(XXX)	-	
	本店 対策				評価者 (実績)					
	本部	5	原子力災害医療		内容	O (XXX)	-	-	O (XXX)	
					評価者 (実績)					
		6	住民対応支援 避難所・避 難退域時検査場所への要 員派遣		内容	-	O (XXX)	-	(XXX)	
			_		評価者					
		7	OFCでの外部組織との情 報連携活動		(実績)	(XXX)	-	O (XXX)	-	
					評価者 (実績)					
		8	自治体対策本部での情報 連携活動		内容評価者	(XXX)	-	O (XXX)	-	
					(実績)					
		9	広報活動		内容	-	O (XXX)	-	(XXX)	
					評価者 (実績)					

【凡例】

● 訓練の実施【指標に基づく評価を行う】

一:訓練の実施【指標に基づく評価を行わない】

一:訓練以外の活動の実施

試行[1.5]では、各項目の改善領域の抽出を実施した後、全体を俯瞰して、組織全体の中期的な目標の設定を行う。

中期的な目標の設定に際しては、社内外の環境変化や会社の事業計画等も加味して目標の 設定を行う。

中期的な目標は、本店対策本部および発電所対策本部でそれぞれ設定する。

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(本店対策本部)【記入例】 組織全体の中期的な目標 ・現場における事故収束活動について、従前より行ってきた現場活動に係る訓練において習熟度の向上が図られていることから、より多様なシナリオや 臨機な対応を含んだ訓練に取り組むことに注力する。

Т	活動主体	No.	活動項目	中期の取組事項・達成水準			訓練実施語	計画	
L	カツエア	NO.	/白馴摂日	中州の収租争場		N年	N+1年	N+2	N+3
		10	10 発電所対策本部の本部運営		内容	(XXXX)	(XXXX)	(XXXX)	(XXX)
					評価者 (実績)				
		11	退避誘導		内容 評価績)	O (XXXX)	O (1000)	O (XXX)	(XXX)
	発電所 対策				(美額)				
	対策 本部 (美浜)	12	原子力災害医療		内容	O (XXXX)	O (XXX)	O (XXXX)	O (XXX)
					評価者 (実績)				
		13	事故の拡大防止のための現場 作業	別紙	内容 評価者(実績)		Sil	紙	
	10	14	消火活動		内容	O (XXX)	O (XXXX)	O (XXX)	O (XXX)
					評価者 (実績)				
		15	緊急時モニタリング、汚染拡大 防止措置		内容	O (XXX)	O (XXX)	O (XXX)	O (XXX)
					評価者 (実績)				
_					(大模)	[[3 49]]			

【凡例】

● 訓練の実施[指標に基づく評価を行う】
○ 訓練の実施[指標に基づく評価を行う】
- 訓練の実施[指標に基づく評価を行わない]

中期計画作成。運用要領抜粋

4. 中期計画の作成

中期計画は、大きく分けて、範囲設定、自己評価、目標設定、計画策定のステップで 作成することとなる。(別図1 中期計画の作成フロー)

中期計画の作成に当たっては、前サイクルの中期計画における取組事項の結果等を踏まえ作成する。 試行[1.5]の実施範囲

(1) 中期計画の範囲の設定

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画を策定するため、中期計画の範囲を設定し、「緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(様式-1)」を 作成する。

a. 活動の抽出

各発電所の原子力事業者防災業務計画に予め定められる緊急時の全ての活動を抽出する。

抽出した活動を、活動主体として本店対策本部が実施する活動と、発電所対策本部が実施する活動に分けて整理する。その上で、更に活動項目を、後に活動項目ごとの取組事項・達成水準が設定しやすいよう、グループ化する。グループ化に当たっては、各活動が担っている機能、活動場所、その活動を担う組織等を考慮して分類する。

なお、中期計画を運用する中で、抽出された改善領域に対して実施したい取組 事項に応じて、活動項目をグループ化し直してもよい。

b. 組織の抽出

a. で抽出した活動項目ごとに、その「活動主体となる組織」と、「連携する組織」を抽出する。

「活動主体となる組織」は、本店対策本部または発電所対策本部を構成する組織から抽出し、「連携する組織」は「活動主体となる組織」以外の組織から抽出する。「連携する組織」は、当該の活動項目の活動を担う組織を抽出する。ただし、本店対策本部から見た発電所対策本部、発電所対策本部から見た本店対策本部は、「連携する組織」として抽出する必要はない。

なお、「連携する組織」の観点からも、後の取組事項・達成水準の設定がしや すいように活動項目をグループ化し直す等の反映を行う。

c. 期間の設定

中期計画の期間は概ね3~5年で設定する。

中期計画の期間の設定については、活動主体となる組織における人事異動の周期や、社内外の環境の変化等の時期を踏まえて設定することが望ましい。

(2) 自己評価

自社の現状を分析し改善が必要な領域を抽出するため、「改善領域抽出シート (様式-2)」に以下の内容を記載し、自己評価を行う。

a. 訓練実績等の整理

(a)訓練実績の整理

うに記載する。

当該の中期計画の前の中期に実施した数年分の活動実績を整理する。 活動実績には、訓練の実施の他、マニュアル整備や資機材整備等の対応も 含めて記載する。また、訓練の内容については、図上演習か情報連携の訓練 か実動訓練かを記載する他、活動項目の性質に応じて、訓練の目的(検証ま たは習熟)、訓練の内容(訓練シナリオ、社内外の連携した組織の範囲等) も適宜記載し、実施した訓練によってどのような実績を得たかがわかるよ

(b) 訓練評価・気づき事項の整理

自社評価、NRA評価、事業者間ピアレビュー、第3者によるピアレビュー等で得られた訓練評価・気づき事項から主たるものを記載する。

ここで主たるものとは、当該の活動項目が担う機能を踏まえて、改善領域 の抽出の検討に必要と思われるものを記載すること。 試行[1.5]の実施範囲

b. 改善領域の抽出

活動項目ごとに整理した(a)の訓練実績、(b)の訓練評価・気づき事項から、当該の活動項目が現状どのような段階であるかを表1に示す段階のいずれに当たるかを評価する。(a)の訓練実績からは、「訓練自体または実動を伴う訓練を実施していない範囲」や「緊急時に関係する組織が参加していない範囲」等を、(b)の訓練評価・気づき事項からは、「実施した訓練を踏まえ現状の運用(マニュアル等)の改善すべき範囲」等を着目して改善領域を抽出する。改善領域は、現状の段階を意識し総括して記載する。

表1 緊急時活動に対する継続的改善の段階

段階	説明
基盤 (マニュアル等) を	緊急時に活動を実施するための基盤(マニュアル、
充実する段階	体制、資機材、教育・訓練等)の整備をする段階
整備された基盤に基づ	既に基盤が整備されており、その基盤に基づき緊急
く活動の習熟を図る段	時に活動するための訓練等を実施し、習熟を図る段
階	階
整備された基盤を柔軟	整備された基盤を柔軟に活用し、緊急時のあらゆる
に活用し対応する能力	場面において臨機応変に対応する能力を育成する
を育成する段階	段階

(3) 中期的な目標の設定

(2) の自己評価で抽出した活動項目ごとの改善領域を全ての活動項目にわたって俯瞰し、当該の中期計画において特に重点的に改善を行う領域を明確にするために、組織全体の中期的な目標を設定し、「緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(様式-3)」に記載する。

組織全体の中期的な目標は、会社や発電所の各プラントの置かれた状況を勘 案して設定することとし、本店対策本部の活動、発電所対策本部の活動それぞれ に対して目標を設定する。

(4) 中期の取組事項・達成水準の設定

活動項目ごとの中期における取組事項と達成水準を設定し、「取組事項・達成 水準設定シート(様式-4)」に記載する。

a. 中期の取組事項・達成水準

当該の中期計画における活動項目ごとの取組事項を設定するに当たっては、

(3) の組織全体の中期的な目標を勘案し、(2) の自己評価で抽出した活動項目ごとの改善領域の中から優先順位をつけ、当該の中期において改善すべきと判断した領域に対して効果的な取組みを検討する。

各取組事項については、必ず達成水準も合わせて検討する。達成水準については、取組事項そのものの完遂を達成と見なすもの(タスクベース水準)と、定量的または定性的な能力の達成水準を設定するもの(パフォーマンスベース水準)とに大別され、達成水準は何を持って達成とするのかを具体的かつ明確に記載する。

「取組事項・達成水準設定シート(様式-4)」において設定した中期の取組事項・達成水準は、「緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(様式-3)」の各活動項目の中期の取組事項・達成水準の欄に転記する。

b. 次の中期以降に取り組むべき改善領域

(2)の自己評価で抽出した活動項目ごとの改善領域のうち、当該の中期の 取組事項が設定されない改善領域については、「取組事項・達成水準設定シート(様式-4)」において、次の中期以降に取り組むべき改善領域として記載 しておき、今後実施する対象として明確化する。

次の中期計画の作成時においては、これらの改善領域を含めて、中期の取組 事項を設定する。

試行[2]の場合

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(本店対策本部)

例えば、 No.1に対して試行する場合

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動主体となる組織	連携する組織
	1	本店対策本部の本部運営	以下防災業務計画に基づく、本店対策本部の本部運営・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」・3章 第2節 12.「応急復旧」	本店警戒本部 本店対策本部	ERC ブラントメーカー 協力会社
	2	原子力事業所災害対策支援拠点 の設置・運営	以下防災業務計画に基づく、原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営・3章 第1節 2. 「施設等の立上げ」・3章 第1節 6. 「原子力事業所災害対策支援拠点の活動」	本店対策本部(若狭)	協力会社 実働組織(自衛隊、消防等)
	3	他事業者支援組織との協定に基 づく連携		本店対策本部 原子力設 備班	他原子力事業者 美浜原子力緊急支援センター
	4	社内他部門との支援要請連携	以下防災業務計画に基づく、社内他部門との支援要請連携 ・3章 第2節 12.「応急復旧」	本店対策本部(若狭)	本店対策本部(中之島) 設備班
	5	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療 ・3章 第2節 5.「原子力災害医療」	本店対策本部 共通班 (保健担当)	原子力安全研究協会
本店 対策 本部	6	住民対応支援 避難所・避難退 域時検査場所への要員派遣	以下防災業務計画に基づく、住民対応支援 避難所・避難退域時検査場所への要員派遣・3章 第2節 10.「美浜(大飯、高浜)地域の緊急時対応」・3章 第2節 14.「被災者相談窓口の設置」	本店対策本部(若狭)	地方公共団体
	7	OFCでの外部組織との情報連携 活動	以下防災業務計画に基づく、OFCでの外部組織との情報連携活動・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	本店対策本部(若狭)	OFC各班
	8	自治体対策本部での情報連携活動	以下防災業務計画に基づく、自治体対策本部での情報 連携活動 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	本店対策本部(若狭)	所在都道府県(福井県) 所在市町村(美浜町、高浜町、お おい町) 関係周辺都道府県(京都府、滋 賀県、岐阜県) 関係周辺市町村(福井県の敦町、 若狭町、美浜町、南越前町、地浜市、高浜町、 若狭町、美浜町、南越前町、地浜市、家連市、 東鶴市、終都氏、南丹、南知 中、渡市、宮県の高島市、岐阜県 の揖斐川町)
	9	広報活動	以下防災業務計画に基づく、広報活動・3章 第2節 11.「広報活動」	本店対策本部 共通班 (広報担当) 発電所対策本部 広報班	ERC広報班

試行[2]の目的は、ひとつの項目に対して、「過去の訓練実績等の整理」から「中期計画策定」 までの一連のプロセスを試行する点にある。

試行[2]においては、中期計画の範囲の設定は部分的に行うこととし、試行[1.5]と同様に、 エビデンスとなる根拠資料の整理は不要とし、仮の情報で作成する。

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(発電所対策本部:美浜)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動主体となる組織	連携する組織
	10	発電所対策本部の本部運 営	以下防災業務計画に基づく、発電所対策本部の本部運営・3章 第1節 1.「警戒体制および原子力防災体制の発令等」・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」・3章 第1節 3.「通報の実施」・3章 第1節 5.「通話制限」・3章 第2節 1.「応急措置の実施および概要の報告」・3章 第2節 8.「線量評価」・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第2節 1.「原子力緊急事態の通報」・3章 第3節 1.「原子力緊急事態の通報」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」・3章	原子力防災管理者 発電所警戒本部 発電所対策本部 精報班 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 放射線管理班 発電所対策本部 発電班	プラントメーカー 協力会社
発電所	11	退避誘導	以下防災業務計画に基づく、退避誘導 ・3章 第2節 2.「退避誘導および発電所内入域制限」	発電所対策本部 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 広報班 発電所対策本部 保修班 発電所対策本部 安全管理班	
対策本部(美浜)	12	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療・3章 第2節 5.「原子力災害医療」・3章 第2節 6.「二次災害防止に関する措置」	発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 放射線管理班 発電所対策本部 保修班	原子力安全研究協会
	13	事故の拡大防止のための 現場作業	以下防災業務計画に基づく、事故の拡大防止のための現場 作業 ・3章 第2節 13.「原子力災害の拡大防止を図るための措置」	発電所対策本部 発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 広報班 発電所対策本部 保修班 発電所対策本部 安全管理班	
	14	消火活動	以下防災業務計画に基づく、消火活動 ・3章 第2節 4.「消火活動」	発電所対策本部 総務班 発電所対策本部 発電班 発電所対策本部 保修班	消防署
	15	緊急時モニタリング、汚染 拡大防止措置	以下防災業務計画に基づく、緊急時モニタリング、汚染拡大 防止措置 ・3章 第2節 3.「放出放射能量の推定」 ・3章 第2節 7.「汚染拡大の防止および防護措置」	発電所対策本部 放射線管理班	

改善領域抽出シート【記入例】

①2020年~2023年の中期計画における実施実績

2020年:支援拠点活動に係るマニュアルを改訂 2021年:支援拠点活動に係るマニュアルを改訂

中核施設に係る拠点設定、設営、運用開始に関する情報

連携訓練

2022年:支援拠点活動に係るマニュアルを改訂

中核施設および前線施設に係る拠点設定、設営、運用

開始に関する情報連携訓練

前線施設における要員等の出入り管理活動の実動訓練

2023年:•••

活動項目2:後方支援拠点の設置と運営

②訓練評価結果、気づき事項

- 前線施設において、設営作業においてトランシーバーを使用する際や、警戒区域から退域する要員に対するタイベックの脱衣する際などに、手間取る様子が見られた。
- 上記のふるまいの原因として、マニュアルが不明確であることが 確認された。
- 訓練評価結果から、指標9-3、9-4において、部分的な実動の 訓練にとどまっているとの評価を受けている。(中核施設における 要員・物品の受け入れ・管理や、中核施設から前線施設を介して の発電所への要員・物品の輸送、前線施設での警察との連携等)

③緊急時対応組織の更なる能力向上に向けた改善領域

- マニュアルに従い、支援拠点の設営から運営開始までの一連の活動は実行可能であることが確認された。今後、活動をよりスムーズに行う ために、実働訓練を通じて、習熟していくことが望ましい。
- 通信機器や放射線防護具の使用時の注意事項を現場で参照できるようマニュアル等の充実が望ましい。
- 物品や応援要員の受け入れ・管理・搬出、支援拠点と前線施設の情報連携については、今後実動訓練等で、整備されたマニュアル等の実効性を検証する必要がある。
- 支援拠点での活動における実動組織との連携に係るマニュアル等の基盤充実に向けた取り組みが必要である。

試行[2]では、ひとつの項目に対して、「過去の訓練実績の整理」、「過去の訓練評価、気づき事項の整理」を実際の情報からエビデンスの整理も含めて行い、そこから「改善領域の抽出」を行う。

抽出された改善領域に対して「組織の中期的な目標」に、当該の活動項目に関する中期的な目標を設定する。

取組事項・達成水準設定シート【記入例】

④2024年~2027年の中期計画における具体的な取組事項・達成水準

- ・ 支援拠点(中核施設、前線施設)の設置、運営に係る実動訓練により習熟を図る。【対象要員の全員が実動訓練に1回以上参加】
- N+3年度までに、支援拠点での活動における実働組織(自衛隊)と連携した図上演習を行うことにより改善課題の網羅的な抽出を完了させる。 【期間内で実施】

抽出された「改善領域」と「組織の中期的な目標」から、本中期計画における「具体的な取組み事項と達成水準」を設定する。 本中期計画の期間中に実施しない項目については、下段の次期以降に取り組むべき改善領域として整理する。

⑤2027年以降に取り組むべき改善領域

- 前線施設運営に係る長期対応(後方支援拠点の移転等)
- 支援拠点での活動における実動組織(自衛隊)と連携した訓練(情報連携、実働)の実施

当該の活動項目のみ部分的な「中期的な目標」を設定する。

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(本店対策本部) 【記入例】 組織全体の中期的な目標 ・原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営について、当該中期計画期間中での実動組織(自衛隊、消防等)との連携訓練に向けた関係性構築やマニュアル整備等に注力する。

活動主体	No.	活動項目	中期の取組事項・達成水準	l		訓練実施		
石刻工件	140.	心别視口	下两V从恒子员 庄风小干	<u> </u>	N年	N+1年	N+2	N+3
	1	本店対策本部の本部運営		内容評価者	(XXX)	(XXX)	(XXX)	(XXX)
				(実績)				
	2	原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営	・支援拠点(中核施設、前線施設)の設置、運営に係る実動 訓練により習熟を図る。 ・N+3年度までに、支援拠点での活動における実働組織(自 衛隊)と連携した図上演習を行うことにより改善課題の網羅 的な抽出を完了させる。	内容	訓練方法:情報連携 目的:習熟 内容:支援拠点と本店本 部の情報連携(従前とお り)	訓練方法 意見交換 目的:課題抽出 内容:自衛隊との防災時 活動における意見交換	訓練方法:実働 目的:習熟および実効性 検証 内容:物品や応援要員 の受け入れ・管理・搬出	O 訓練方法: 図上演習 目的:課題抽出 内容: 自衛隊との図上演 習訓練
				(実績)				
				l	0		_	_
	3	「山地の取締	出事項・達成水準」を由期計	山山	のシート	. (二亩元章) [
			組事項・達成水準」を中期記 中の訓練計画を策定する。		0) /	1-+ABL	-	
	-	中期の期间	屮の訓㈱計画と束疋りる。					
			1	ı	I	I	I	
		社内他部門との支援要請		内容	_	O (XXX)	(XXX)	_
	4	連携				(XXX)	(XXX)	
本店 対策				評価者 (実績)				
本部				(大根/				
			力災害医療	内容	O (XXX)	_	_	0
	5	原子力災害医療			(XXX)			(XXX)
				評価者				
	-			(実績)				
		住民対応支援 避難所・避				0		•
	6	難退域時検査場所への要		内容	_	(XXX)	-	(XXX)
		員派遣		評価者				
				(実績)				
	7	OFCでの外部組織との情報連携活動		内容	(XXX)	-	O (XXX)	-
				評価者 (実績)				
				、天朝/				
	8	自治体対策本部での情報 連携活動		内容	(XXX)	-	O (XXX)	-
				評価者				
	-			(実績)				
				内容	_	0	_	•
	9	広報活動				(XXX)		(XXX)
				評価者				
	1			(実績)		l	l	

【凡例】

●: 訓練の実施【指標に基づく評価を行う】

○: 訓練の実施【指標に基づく評価を行わない】

-: 訓練以外の活動の実施

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(本店対策本部)【記入例】 組織全体の中期的な目標 ・現場における事故収束活動について、従前より行ってきた現場活動に係る訓練において習熟度の向上が図られていることから、より多様なシナリオや 臨機な対応を含んだ訓練に取り組むことに注力する。

江州十十		江熱石口	九世の取紀東西 朱丹山神	1		訓練実施	計画	
活動主体	No.	活動項目	中期の取組事項・達成水準		N年	N+1年	N+2	N+3
	10	10 発電所対策本部の本部運営	発電所対策本部の本部連営	内容	(XXXX)	(XXXX)	(XXXX)	(XXXX)
				評価者 (実績)				
発電所	11	退避誘導		内容 評価者(実績)	O (XXXX)	O (XXXX)	O (XXXX)	O (XXXX)
発电所 対策 本部 (美浜)	12	原子力災害医療		内容	O (XXX)	(XXX)	O (XXX)	O (XXX)
	13	3 事故の拡大防止のための現場 作業	別紙	評価者 (実 (実 (実 (実 (実 (実 (実 (本 (本 (表)))) (主 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大		别	紙	
-	14	消火活動		内容 評価者 (実績)	O (XXX)	O (XXX)	O (XXX)	O (XXX)
	15	緊急時モニタリング、汚染拡大 防止措置		内容 評価者 (実績)	O (XXX)	O (XXX)	O (XXX)	O (XXX)

【凡例】

● 訓練の実施[指標に基づく評価を行う]

○ 訓練の実施[指標に基づく評価を行わない]

- 訓練以外の活動の実施

改善領域抽出シート【記入例】

①2020年~2023年の中期計画における実施実績

2020年:支援拠点活動に係るマニュアルを改訂

2021年:支援拠点活動に係るマニュアルを改訂

中核施設に係る拠点設定、設営、運用開始に関する情報

連携訓練

2022年:支援拠点活動に係るマニュアルを改訂

中核施設および前線施設に係る拠点設定、設営、運用

開始に関する情報連携訓練

前線施設における要員等の出入り管理活動の実動訓練

2023年:•••

活動項目2:後方支援拠点の設置と運営

②訓練評価結果、気づき事項

- 前線施設において、設営作業においてトランシーバーを使用する際や、警戒区域から退域する要員に対するタイベックの脱衣する際などに、手間取る様子が見られた。
- 上記のふるまいの原因として、マニュアルが不明確であることが 確認された。
- 訓練評価結果から、指標9-3、9-4において、部分的な実動の 訓練にとどまっているとの評価を受けている。(中核施設における 要員・物品の受け入れ・管理や、中核施設から前線施設を介して の発電所への要員・物品の輸送、前線施設での警察との連携等)

訓練実施後に今年度の訓練実績および気づき事項を追記する。

③緊急時対応組織の更なる能力向上に向けた改善領域

- マニュアルに従い、支援拠点の設営から運営開始までの一連の活動は実行可能であることが確認された。今後、活動をよりスムーズに行うために、実働訓練を通じて、習熟していくことが望ましい。
- 通信機器や放射線防護具の使用時の注意事項を現場で参照できるようマニュアル等の充実が望ましい。
- 物品や応援要員の受け入れ・管理・搬出、支援拠点と前線施設の情報連携については、今後実動訓練等で、整備されたマニュアル等の実効性を検証する必要がある。
- 支援拠点での活動における実動組織との連携に係るマニュアル等の基盤充実に向けた取り組みが必要である。

中期計画作成 • 運用要領抜粋

4. 中期計画の作成

中期計画は、大きく分けて、範囲設定、自己評価、目標設定、計画策定のステップで作成することとなる。(別図1 中期計画の作成フロー)

中期計画の作成に当たっては、前サイクルの中期計画における取組事項の結果等を 踏まえ作成する。 試行[2]実施範囲

(1) 中期計画の範囲の設定

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画を策定するため、中期計画の範囲を設定し、「緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(様式-1)」を 作成する。

a. 活動の抽出

各発電所の原子力事業者防災業務計画に予め定められる緊急時の全ての活動 を抽出する。

抽出した活動を、活動主体として本店対策本部が実施する活動と、発電所対策本部が実施する活動に分けて整理する。その上で、更に活動項目を、後に活動項目ごとの取組事項・達成水準が設定しやすいよう、グループ化する。グループ化に当たっては、各活動が担っている機能、活動場所、その活動を担う組織等を考慮して分類する。

なお、中期計画を運用する中で、抽出された改善領域に対して実施したい取組 事項に応じて、活動項目をグループ化し直してもよい。

b. 組織の抽出

a. で抽出した活動項目ごとに、その「活動主体となる組織」と、「連携する 組織」を抽出する。

「活動主体となる組織」は、本店対策本部または発電所対策本部を構成する組織から抽出し、「連携する組織」は「活動主体となる組織」以外の組織から抽出する。「連携する組織」は、当該の活動項目の活動を担う組織を抽出する。ただし、本店対策本部から見た発電所対策本部、発電所対策本部から見た本店対策本部は、「連携する組織」として抽出する必要はない。

なお、「連携する組織」の観点からも、後の取組事項・達成水準の設定がしや すいように活動項目をグループ化し直す等の反映を行う。

c. 期間の設定

中期計画の期間は概ね3~5年で設定する。

中期計画の期間の設定については、活動主体となる組織における人事異動の周期や、社内外の環境の変化等の時期を踏まえて設定することが望ましい。

ひとつの項目に対してのみ実施

(2) 自己評価

自社の現状を分析し改善が必要な領域を抽出するため、「改善領域抽出シート (様式-2)」に以下の内容を記載し、自己評価を行う。

試行[2]の実施範囲

a. 訓練実績等の整理

(a)訓練実績の整理

当該の中期計画の前の中期に実施した数年分の活動実績を整理する。 活動実績には、訓練の実施の他、マニュアル整備や資機材整備等の対応も 含めて記載する。また、訓練の内容については、図上演習か情報連携の訓練 か実動訓練かを記載する他、活動項目の性質に応じて、訓練の目的(検証ま たは習熟)、訓練の内容(訓練シナリオ、社内外の連携した組織の範囲等) も適宜記載し、実施した訓練によってどのような実績を得たかがわかるよ うに記載する。

(b) 訓練評価・気づき事項の整理

自社評価、NRA評価、事業者間ピアレビュー、第3者によるピアレビュー等で得られた訓練評価・気づき事項から主たるものを記載する。

ここで主たるものとは、当該の活動項目が担う機能を踏まえて、改善領域 の抽出の検討に必要と思われるものを記載すること。

b. 改善領域の抽出

活動項目ごとに整理した(a)の訓練実績、(b)の訓練評価・気づき事項から、当該の活動項目が現状どのような段階であるかを表1に示す段階のいずれに当たるかを評価する。(a)の訓練実績からは、「訓練自体または実動を伴う訓練を実施していない範囲」や「緊急時に関係する組織が参加していない範囲」等を、(b)の訓練評価・気づき事項からは、「実施した訓練を踏まえ現状の運用(マニュアル等)の改善すべき範囲」等を着目して改善領域を抽出する。改善領域は、現状の段階を意識し総括して記載する。

表1 緊急時活動に対する継続的改善の段階

段階	説明
基盤 (マニュアル等) を	緊急時に活動を実施するための基盤(マニュアル、
充実する段階	体制、資機材、教育・訓練等)の整備をする段階
整備された基盤に基づ	既に基盤が整備されており、その基盤に基づき緊急
く活動の習熟を図る段	時に活動するための訓練等を実施し、習熟を図る段
階	階
整備された基盤を柔軟	整備された基盤を柔軟に活用し、緊急時のあらゆる
に活用し対応する能力	場面において臨機応変に対応する能力を育成する
を育成する段階	段階

(3) 中期的な目標の設定

(2) の自己評価で抽出した活動項目ごとの改善領域を全ての活動項目にわたって俯瞰し、当該の中期計画において特に重点的に改善を行う領域を明確にするために、組織全体の中期的な目標を設定し、「緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(様式-3)」に記載する。

組織全体の中期的な目標は、会社や発電所の各プラントの置かれた状況を勘 案して設定することとし、本店対策本部の活動、発電所対策本部の活動それぞれ に対して目標を設定する。

(4) 中期の取組事項・達成水準の設定

活動項目ごとの中期における取組事項と達成水準を設定し、「取組事項・達成 水準設定シート(様式-4)」に記載する。

a. 中期の取組事項・達成水準

当該の中期計画における活動項目ごとの取組事項を設定するに当たっては、(3)の組織全体の中期的な目標を勘案し、(2)の自己評価で抽出した活動項目ごとの改善領域の中から優先順位をつけ、当該の中期において改善すべきと判断した領域に対して効果的な取組みを検討する。

各取組事項については、必ず達成水準も合わせて検討する。達成水準については、取組事項そのものの完遂を達成と見なすもの(タスクベース水準)と、定量的または定性的な能力の達成水準を設定するもの(パフォーマンスベース水準)とに大別され、達成水準は何を持って達成とするのかを具体的かつ明確に記載する。

「取組事項・達成水準設定シート(様式-4)」において設定した中期の取組事項・達成水準は、「緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(様式-3)」の各活動項目の中期の取組事項・達成水準の欄に転記する。

b. 次の中期以降に取り組むべき改善領域

(2)の自己評価で抽出した活動項目ごとの改善領域のうち、当該の中期の 取組事項が設定されない改善領域については、「取組事項・達成水準設定シート(様式-4)」において、次の中期以降に取り組むべき改善領域として記載 しておき、今後実施する対象として明確化する。

次の中期計画の作成時においては、これらの改善領域を含めて、中期の取組 事項を設定する。

(5) 中期の訓練実施計画の策定

a. 全般事項

(4)で設定した中期の取組事項・達成水準から、当該の中期の期間中の各年度における具体的な訓練実施計画を策定し、「緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画(様式-3)」の訓練実施計画の欄に記載する。

訓練実施計画を記載する際には、中期の取組事項を実施し、中期の終了時期までに達成水準を達成できるように年度毎の訓練等を計画する。訓練を実施する年度には、「〇」を記載し、訓練方法、目的、内容等を付記する。訓練等の記載内容としては、訓練方法(図上演習か情報連携の訓練か実動訓練か)を記載する他、活動項目の性質に応じて、訓練の目的(検証または習熟)、訓練の内容(訓練シナリオ、社内外の連携する組織の範囲等)も適宜記載する。

また、訓練以外の取組事項を計画することも可能であり、例えば、社内外の連携する組織との関係構築や情報交換、基盤(マニュアル、体制、資機材、教育・訓練等)の整備・充実、他事業者のベンチマーキング等があげられる。ただし、取組事項の内容については、組織全体の中期的な目標と、活動項目ごとの中期の取組事項・達成水準に沿ったものでなければならない。訓練以外の取組事項を計画する場合には、「一」と記載することとする。

なお、年度毎の訓練の詳細な内容については、訓練の年度計画において具体化される。

年度毎の訓練等の計画に際しては、必要に応じて、別冊「中期計画における訓練等の参考集」を参照すること。

b. 事故の拡大防止のための現場作業に係る訓練実施計画

4. (1) a. で抽出される活動項目のうち「事故の拡大防止のための現場作業」に係る訓練実施計画においては、保安規定に係る訓練等についても網羅的に抽出し「事故の拡大防止のための現場作業に係る訓練実施計画(様式-4)」に記載する。

記載内容は、保安規定に基づく訓練等と自主活動に分けて整理する。保安規定に基づく訓練等は、「重大事故等発生時の体制の整備」に係る事項、「保安教育」に係る事項を整理する。なお、項目についてはプラントの保安規定と整合させることとし、保安規定の制改正に伴い適宜反映する。

自主活動においては、「事故の拡大防止のための現場作業」の活動項目に係る、上記以外の活動について全て記載することとし、 I 型訓練(発電所対策本部と中央制御室との連携訓練)および II 型訓練(マルファンクションを付与する現場実働訓練)を含める。

b. は関西電力、東京電力の試行範囲

5. 中期計画の運用

中期計画は、計画に沿って訓練等を実施した後、訓練等で得られた気づき等を元に適宜見直される必要がある。

また、当該の中期が終了した際には、次期の中期計画を策定するためのインプットとなり、継続的な改善を図る必要がある。(別図2 中期計画の運用フロー) 試行[2]の実施範囲

(1) 中期の訓練実施計画に基づく年度計画の作成および訓練の実施

中期計画において策定した各年度の訓練実施計画に基づき実施する各訓練について年度計画を作成し、訓練を実施する。年度計画においては、中期計画に記載した概要的な訓練内容だけではなく、訓練の詳細な内容について計画する。

なお、年度計画に対する個別の訓練評価については、各社のルール等に従い実施 する。

- (2) 当該の中期計画期間中における計画見直し
 - a. 年度毎の中期計画の定期的なレビュー

年度毎に実施した活動項目ごとの各訓練等の結果を、4.(2) a. で作成した「改善領域抽出シート(様式-2)」の訓練実績および気づき事項・訓練評価の欄に追記する。追記した後の訓練実績および気づき事項・訓練評価を踏まえ、改善領域、組織全体の中期的な目標、活動項目ごとの中期の取組事項・達成水準、中期の訓練実施計画に見直しがないかを検討し、必要に応じて反映する。

- b. 定期的なレビュー以外の中期計画の見直し 前項によらず、中期計画の見直しが必要な場合は、適宜中期計画の見直しを行ってもよい。
- (3) 当該の中期計画終了時における次期中期計画への反映

当該の中期計画終了時には、中期期間中の訓練等の訓練実績および気づき事項・ 訓練評価を活動項目ごとに、「達成度分析シート(様式-6)」に記載する。

中期期間中の訓練実績および気づき事項・訓練評価から、それぞれの取組事項・ 達成水準と比較して、達成できたかどうかを分析し、取組事項における達成度分析 として、達成程度およびその要因について記載する。

分析に当たっては、達成度が達成水準未満の成果であっても、達成水準以上の成果であっても、その結果となった原因を深堀し、分析する必要がある。

各取組事項の「達成度分析シート(様式-6)」については、次サイクルの中期 計画を作成する際のインプットとする。

中期計画の試行担当電力の分担(案)

活動の類型化	試行対象項目	試行の目的	試行担当電力
①本部運営 (ERC対応他) ·本店本部運営 ·発電所本部運営 ·広報活動	本店対策本部の本部運営	本部運営(ERC対応他)の活動に係る訓練について、 <u>従前で中期計画で作成してきた</u> ものを新中期計画のフォーマットで作成し、NRAに説明できるかを検証する。	中部電力
②支援組織 との連携 ・後方支援拠点の 設置運営 ・他事業者との連携 ・他部門との連携 ・原子力災害医療 ・住民避難支援 ・OFC活動 ・自治体本部活動	後方支援拠点の設置運営	 支援組織との連携の活動のうち、整備された基盤に基づく活動の習熟を図る段階において実施する訓練について、これまでの実績から自己分析でき、習熟を図るために適切な訓練を計画でき、その根拠をNRAに説明できるかを検証する。 作成した中期計画に基づく当該年度の訓練計画および訓練実施結果を、指標9を用いて評価し、その結果をNRAに説明できるかを検証する。 	九州電力
	未定 (担当電力の訓練計画に 合わせて設定)	 支援組織との連携の活動のうち、基盤(マニュアル等)を充実する段階において実施する訓練について、現状の基盤整備状況を把握し、基盤を充実するために適切な訓練が計画でき、その根拠をNRAに説明できるかを検証する。 作成した中期計画に基づく当該年度の訓練計画および訓練実施結果を、指標9を用いて評価し、その結果をNRAに説明できるかを検証する。 	四国電力
③現場活動 (事故収束) ・事故の拡大防止の ための現場作業 ・消火活動 ・モニタリング	事故の拡大防止のための現場作業 (現場シーケンス訓練のあり 方の検討)	• 現場の事故収束活動のうち、整備された基盤を柔軟に活用し対応する能力を育成する 段階の事業者として、柔軟に対応する能力を育成するために適切な訓練が計画でき、そ の根拠をNRAに説明できるかを検証する。	修正 関西電力
	事故の拡大防止のための現 場作業	• 現場の事故収束活動のうち、整備された基盤に基づく活動の習熟を図る段階の事業者として、習熟を図るために適切な訓練が計画でき、その根拠をNRAに説明できるかを検証する。	東京電力

(案)	
瓦スケジュール	
系る試行実施	
中期計画に	